

計量器(はかり)定期検査についてのお知らせ

業務用(取引または証明用)の「はかり」は、計量法に基づく定期検査を受ける必要があります。東通村では、下記日程で実施しますので、忘れずに定期検査を受けましょう!

- ・この検査は、商取引や証明に使用する『はかり』が対象です。
(商店、工場、農協・漁協などでの受入れ検査、宅配便、鮮魚・野菜の量り売りなど)
- ・この検査を受けずにはかりを使用したり、不合格器物を使用したりすると、法律により処罰されることがあります。
- ・検査には手数料がかかります。

いつ		どこで
5月20日(水)	13時~14時	目名地区 布名見の里
5月21日(木)	11時~11時30分	尻労漁業協同組合資材倉庫前
	13時~13時30分	岩屋漁業協同組合
	14時~15時	尻屋漁業協同組合
5月22日(金)	9時30分~10時	小田野沢漁業協同組合
	10時30分~11時	白糠漁業協同組合老部支所
	11時30分~12時	白糠漁業協同組合

計量についてのご相談・お問合せ

商工観光課

担当 笠屋・菅原

☎0175-33-2125(直通)

住民参加広報企画 ふるさとレポート 募集中

村内各地区での出来事や、これから行われる行事のお知らせなど、皆さまからの情報を募集しています。皆さまからお寄せいただいた情報は、村民の方々はもちろん、デジタル版「広報ひがしどおり」をご覧になる村外の方にも、東通村の魅力を知っていただくきっかけになります。地域のおまつりや伝統行事、集落の一斉清掃活動の参加募集など、ぜひお気軽に情報をお寄せください♪

掲載・投稿方法

掲載記事は、各地区で原稿と写真のデータをご用意ください。役場広報担当が記事作成をお手伝いします。原稿は個人の方が提供を希望する場合、**部落会等で内容を事前確認してから、役場にご提供ください。**

掲載対象から除外するもの

- ・公序良俗に反するもの
- ・営利目的の内容のもの
- ・本企画の適正な運営を妨げるもの
- ・その他、村が掲載を控えると判断したもの

掲載に関する注意点・メット

掲載を希望する場合は、毎月10日までに、記事原稿・写真データ等をご提供ください。また、イベント等に関しては、開催日程が決まり次第、ご提供ください。

地域に根つき、**元気**をおすそ分け
~ふるさとレポート~

【応募・問合せ先】

東通村総務課 総務G 広報係

☎ 0175-33-2208(直通)

✉ kouhou@vill.higashidoori.lg.jp